

◎新潟県告示第998号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から指定の辞退の届出があった。

令和7年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団 あおば歯科クリニック	長岡市希望が丘1－7－1	令和7年5月31日
医療法人社団 富樫医院	新発田市中央町3丁目2番11号	令和7年11月15日